

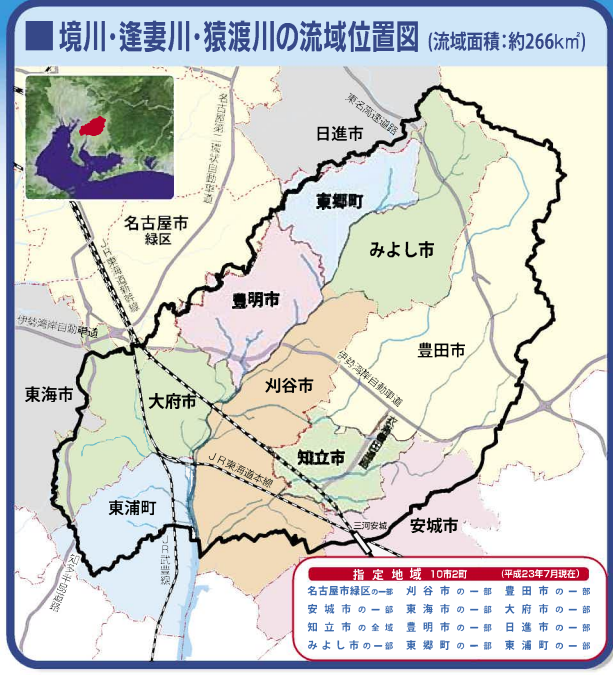


境川・逢妻川・猿渡川の流域で 開発を行う際には、**雨水対策**のための 許可が必要です。

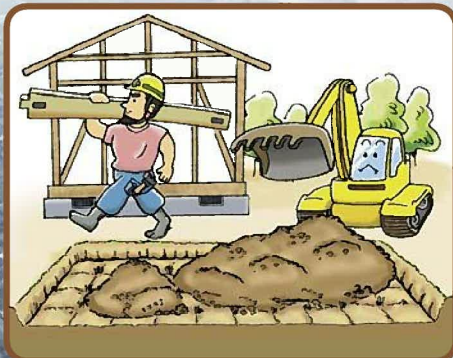
「平成24年4月1日」から
境川・逢妻川・猿渡川の流域は、
総合治水対策をより確実にするため、
「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき
「特定都市河川流域」に指定。

- 田畑など締め固められていない土地で行う **500㎡以上の開発**（雨水浸透阻害行為＝雨水がしみ込みにくくなる行為）は愛知県知事等の**許可が必要**です。
- 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水貯留浸透施設の設置が必要**です。
- また、許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、愛知県知事等の許可が必要です。

※許可申請が必要となる面積に満たない雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水対策にご協力いただきますようお願いいたします。



例えば **田畑** など締め固められていない土地
に**建物を建てる時**



例えば **田畑** など締め固められていない土地
に**駐車場を作る時**



この他に田畑などを締め固めてグラウンドや資材置場にする時なども許可が必要です。

■ 許可申請の受付窓口 (開発地の所在する市役所・町役場で受付けます。)

開発地	許可の申請先	許可申請の受付窓口
名古屋市	名古屋市長	名古屋市緑政土木局河川管理課 052-972-2882(直通)
豊田市	豊田市長	豊田市建設部河川課 0565-34-6672(直通)
豊明市内	愛知県知事	豊明市経済建設部土木課 0562-92-1116(直通)
日進市内	尾張建設事務所 河川整備課 052-961-4498(直通)	日進市建設経済部土木管理課 0561-73-2842(直通)
東郷町内		東郷町経済建設部建設課 0561-38-3111(内線2223)
東海市内	愛知県知事	東海市都市建設部土木課 052-603-2211(内線424)
大府市内	知多建設事務所 河川港湾整備課 0569-21-3420(直通)	大府市産業建設部土木課 0562-45-6231(直通)
東浦町内		東浦町建設部土木課 0562-83-3111(内線278)
刈谷市内	愛知県知事	刈谷市建設部雨水対策課 0566-62-1066(直通)
安城市内	知立建設事務所 河川整備課 0566-82-6489(直通)	安城市建設部土木課 0566-71-2239(直通)
知立市内		知立市建設部土木課 0566-95-0127(直通)
みよし市内	愛知県知事 豊田加茂建設事務所 河川整備課 0565-35-9325(直通)	みよし市都市建設部都市計画課 0561-32-8021(直通)

■ 問い合わせ先

技術的基準や内容については、上記許可の申請先へお問い合わせいただくか、境川流域総合治水対策協議会ホームページ(右記)をご覧ください。

雨水を貯留・浸透させる
対策が必要です。

浸水被害の防止を図るためのその他の取り組み

流域水害対策計画の策定
県と市町、河川と下水道が共同して、境川・逢妻川・猿渡川の流域の総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。

保全調整池の指定
既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定
河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

境川流域総合治水対策協議会
ホームページ <http://www.sougo-chisui.jp/>
事務局／愛知県建設部
河川課(計画グループ) TEL 052-954-6555
下水道課(公共下水道グループ) TEL 052-954-6533

●境川流域総合治水対策協議会は、愛知県と境川・逢妻川・猿渡川流域の10市2町で構成されています。
左上のシンボルマークは、雨のしずくを受け、水を貯め、緑をはぐくむことをイメージしたものです。

特定都市河川流域詳細図

安城市・知立市



※特定都市河川流域詳細図は境川・逢妻川・猿渡川の流域を示すものです。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平23都複、第14号)

凡 例	
	境川・逢妻川・猿渡川の流域
	市町界



0 500 1000 1500 2000 2500 3000m

許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例

1 田畑(耕地) → 宅地

2 田畑(耕地) → 駐車場

3 田畑(耕地) → グランド

4 原野 → 資材置場(未舗装)

5 資材置場(未舗装) → 駐車場(舗装)

